

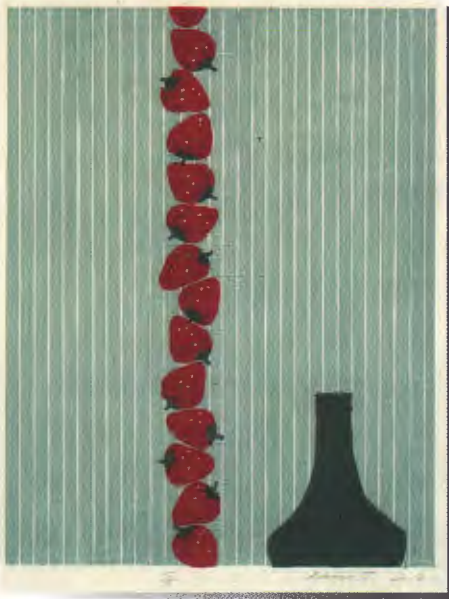


2013~2014

KAWANOE WEEKLY

H. 26. 1. 28.

No. 29



高橋省三氏繪



ロータリーを實踐し みんなに豊かな人生を

2013-2014年度国際ロータリー会長
□ N. D. パートン

- 会 長 星 川 和 紀
- 幹 事 毛 利 泰 治 郎
- 会報委員長 土 肥 義 紹
- 例 会 日 毎週火曜日
12:10~13:10
- 例 会 場 四国中央商工会議所
電 話 58-3530
F A X 58-6294
- 事 務 局 四国中央商工会議所
電 話 58-3530

クイズ形式による決議23-34号の要旨(2) (第6条 社会奉仕の各論)

高 畠 重 章

先週の週報 Na. 19 の続編です。

決議は、第6条で初めて「社会奉仕」の内容に触れ、その具体論を展開しています。

Q(9) 決議23-34号において、第6条はどのような位置づけになるのですか。

(A) 「ロータリーとは何か」について第1条~第5条で簡明に説いた後、
ではその様なロータリーの本質に基づき、各ロータリークラブは、その事業計画
として所謂団体奉仕を行うときは、どのような原則で進むべきかに触れているの
が第6条ということになります。

みどりと自然を大切に

Q(10) 第6条の要旨は、一口に言ってどのようなことでしょうか。

(A) それは「無理をするな」という一言に尽きます。何故ならクラブで行う団体奉仕は、第1条～第5条で述べたように、それはロータリーが目的とする本来の奉仕ではなく「ロータリー本来の奉仕が何なるかを学ぶための教育的プロセスの一つだからである」と位置づけています。

(反論)

- ・この位置づけに対しては、各種の反論が予想されます。
- ・各ロータリークラブが、色々と事情計画を立て、クラブとして団体奉仕を行うことが全て付随的であり、ロータリー本来のものではないとの主張は、多くのロータリー活動の大半を余りにも軽視するものではないか。
- ・我々は寧ろクラブとして行う団体奉仕こそがロータリーの奉仕活動の全てであり、これを効果的に行うことこそが重要で、ロータリーに入会した生き甲斐だと考えている。
- ・個人奉仕の力は弱く、団体奉仕の力は強い。大きな奉仕は団体奉仕だからこそ出来る筈。

こうした反論にどう答えるか。第1条～第5条を今一度熟読玩味してみる必要があります。

Q(11) 第6条は、「団体奉仕」を行うに当たって、どのような段階的ステップを提唱しているのでしょうか。

(A) 次の三段階のステップを提唱しています。

イ. 社会のニーズを調べること

毎年、変化の激しい社会のニーズに対応した内容の奉仕が必要である。言い換えれば、同じような内容のマンネリ化した奉仕ばかりしていると、次第に効果は薄れてくる。

前年度の委員会の事業は、原則として継続しないことが望ましい。

ロ. 社会のニーズがあっても、既にこれを行う専門団体が既に存在する場合は、ロータリーはその団体への側面的援助(資金援助)に止め、直接的には手を出さぬ事。 → その活動のための専門団体は作らぬ事。(何故ならロータリーには資金的限界があるため)

ハ. 社会のニーズがあり、且つ専門団体が無い場合でも、クラブの財源に不当な圧迫を加えるような事業計画は立てないこと。

何故なら、ロータリーにおける「団体奉仕」は「それなくしてロータリーなし」と言うような基本的な奉仕の実践分野ではないからである。

ニ. 上記（イ～ハ）の条件が全て充たされた場合には、その奉仕を行う専門的団体を作っても良い。但し、この団体奉仕は、世間の「警鐘者」たる性格を持つことが大切であり、種をまく奉仕＝起爆剤としての奉仕に徹すべきである。クラブとしてはその団体の管理権は握らぬこと。（管理権は個人又は公共団体に任せること）

Q(12) 決議 23 - 34 号が執拗に主張していることは何でしょうか。

(A) それは「個人奉仕の強調」です。第6条は、ロータリーが「団体奉仕」を行う場合を守るべき細かい原則を提示しておりますが、最後に再度強調しているのは個人奉仕の重要性です。ロータリークラブで行う団体奉仕は「奉仕の実践の訓練を行う実験教室的意味」を持つのみであり、あくまで奉仕はロータリアン個人による個人奉仕が中心であると結びます。

Q(13) 決議全体を通して、その持つ意味の重要性は何処にあるのでしょうか。

(A) 決議の持つ重要性は「団体奉仕のあり方」（第6条 各論）の内容にあるのではなく、「ロータリーとは何か、その本来の姿は何か」と言うことを簡明に集大成し、その関連で、「団体奉仕はこの範囲に止めるべきだ」とした点にあります。

Q(14) 決議の底に流れる基本的な考え、「ロータリー哲学」はどのようなものでしょうか。

(A) 大変重要な、しかし難しい質問だと思います。

私はここで、もう一度決議の第一条に立ち戻り、考えるべきだと思います。即ち決議は「ロータリーとは、利己と利他との間に自ずと生ずる葛藤を調和せしめんとする、人生の哲学なり」と活破しています。ここから導き出せることは

- ・ロータリアンは、迷い多き実業人であり、決して聖人君子ではない。逆に、聖人君子であれば、ロータリアンたる資格はなく、その必要も無いといっているのです。（これは我々への救い）

凡人であればこそ、日々色々と迷うのは当然。(この不完全なる者)

- 唯、一方そこには強い「理想主義」が根本にあることも忘れてはなりません。
- 即ち「自己改善の自覚を持って例会に出席し、出席を通じて自己の心を改善し、少しでも多く世のため人のためになることを考えることが出来る人間になる」と云う理想主義があります。
- しかも、それは決して完成されたものではなく、もうこれで良いと云う段階はありません。この世を去る最後の日迄続く訳であります。
- その意味では如何なるロータリアンも平等であります。入会の新旧も問いません。入会早々の新米ロータリアンも、大長老と云われるロータリアンも、ガバナーやガバナー経験者も、クラブ内でロイヤルボックスに座っている人も、入口に座っている人も、皆何の区別もありません。
そして、例会でそれぞれにお互いの背中から何かを学んでゆく。その結果、自分のことだけでなく、職業を通じて少しでも世のため人のために役立つことをしようとする気持ちを高めてゆく。
クラブでやっている全ての団体活動は、この認識を高めるための訓練なのだと云う事なのです。
それがロータリーであり、ロータリー活動なのです。

こうして見ると、ロータリーとは中々、深く味わいのある組織だと思われま

す。そのことを説いたのが、この決議 23 - 34 号なのです。

もう一度よく味わってみましょう。

第2546回 例会記録 H. 26. 1. 21

出席報告

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 出席会員 (60名中) | 37名 |
| 2. 出席免除 | 3名 |
| 3. 当日出席率 | 64. 91% |
| 4. 前々回補足修正率 | 92. 86% |

会長の時間

- ・寄付者表彰(米山奨学会)
佐々木敬史 会員

会務報告

1. ザ・ロータリアン 2014年1月号
2. 例会変更のお知らせ
【新居浜RC】
1月30日(木)、2月20日(木) 夜間例会
*両日とも、リーガロイヤルホテル新居浜
2Fクラブ事務局にて、メーカーキャップ受
付しております。
3. ガバナー月信 2月号
4. 国際ロータリー日本事務局
2014・2015年度国際ロータリー会長テ
マのお知らせ『ロータリーに輝きを』
5. RI認証 ロータリー囲碁同好会
第15回ロータリー国際囲碁大会のご案内
6. ロータリー米山記念奨学会
ハイライトよねやま 166
7. 桜ライン 311 特別号
8. 2014年1月・2月 近隣クラブ例会の
お知らせ(出席委員会)

委員長の時間

- ・出席報告 土肥 義紹 会員

ニコニコニュース

- 大西宣…本日卓話をさせていただきます。
- 鈴木謙…本日SAAの代理を致します。
- 鈴木昇…チェーン規制等あり、例会に間に
合いませんでした。誠に申し訳あ
りません。大西宣弘会員のご健闘
を祈念申し上げます。

卓話(職業奉仕委員会 担当)

「戦争を知らない子供達」
大西 宣弘 会員

近隣RCの例会日

- | |
|---------------------------------|
| 1月30日(木) 新居浜RC
(夜間例会) |
| * リーガ2Fクラブ事務局にてメーカー
キャップ受付あり |
| 1月30日(木) 観音寺RC
(観音寺商工会議所) |
| 1月31日(金) 伊予三島RC
(三島商工会館4F) |
| 2月4日(火) 観音寺東RC
(観音寺グランドホテル) |

例会プログラム

- | |
|--------------|
| 2月4日(火) |
| (国際奉仕委員会 担当) |
| 出席表彰・誕生祝 |